

外部評価の制度改革 運営推進会議の活用について

外部評価の制度改革（運営推進会議の活用）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において必要とされている外部評価について、令和3年度から一部改正があり、事業所ごとに次のいずれかを選択することが可能となりました。

①外部の者による評価（従来の調査機関を介した外部評価）

②運営推進会議を活用した評価（新規制度化）

運営推進会議を活用した 評価を選択した場合の留意点

- ①利用者、利用者の家族、市町村職員、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等)により構成される運営推進会議を、2月に1回以上(おおむね年6回)開催すること。
- ②少なくとも年1回は自己評価を実施すること。
- ③おおむね年6回の運営推進会議のうち、少なくとも1回は、評価を実施する回とすること。
- ④評価を実施する運営推進会議については、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須になること。
- ⑤運営推進会議を活用した評価については、外部の者による評価の実施回数
の緩和要件である評価の継続年数に算入することはできないこと。

運営推進会議を活用した評価の実施内容

【自己評価】

事業所の全従業員が、自ら提供するサービスの内容について評価し、その上で確認や話し合いを行った結果を自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツールの「自己評価」欄に記載する。

【外部評価】

自己評価に基づき、運営推進会議を活用し、現状の課題や質の向上に向けて、運営推進会議で話し合いを行った結果を「ツール」の「運営推進会議で話し合った内容」欄に記載し、客観的な第三者の観点からの評価を「ツール」の「外部評価」欄に記載、「記述」欄には新たな課題や改善点に向けての取組などを記載する。

運営推進会議を活用した評価の実施内容

【注意点】

「運営推進会議を活用した評価」の実施を選択した場合は、外部評価の免除の回数を2年に1回とする要件のうち「外部評価を5年間継続実施」の要件に該当しません。

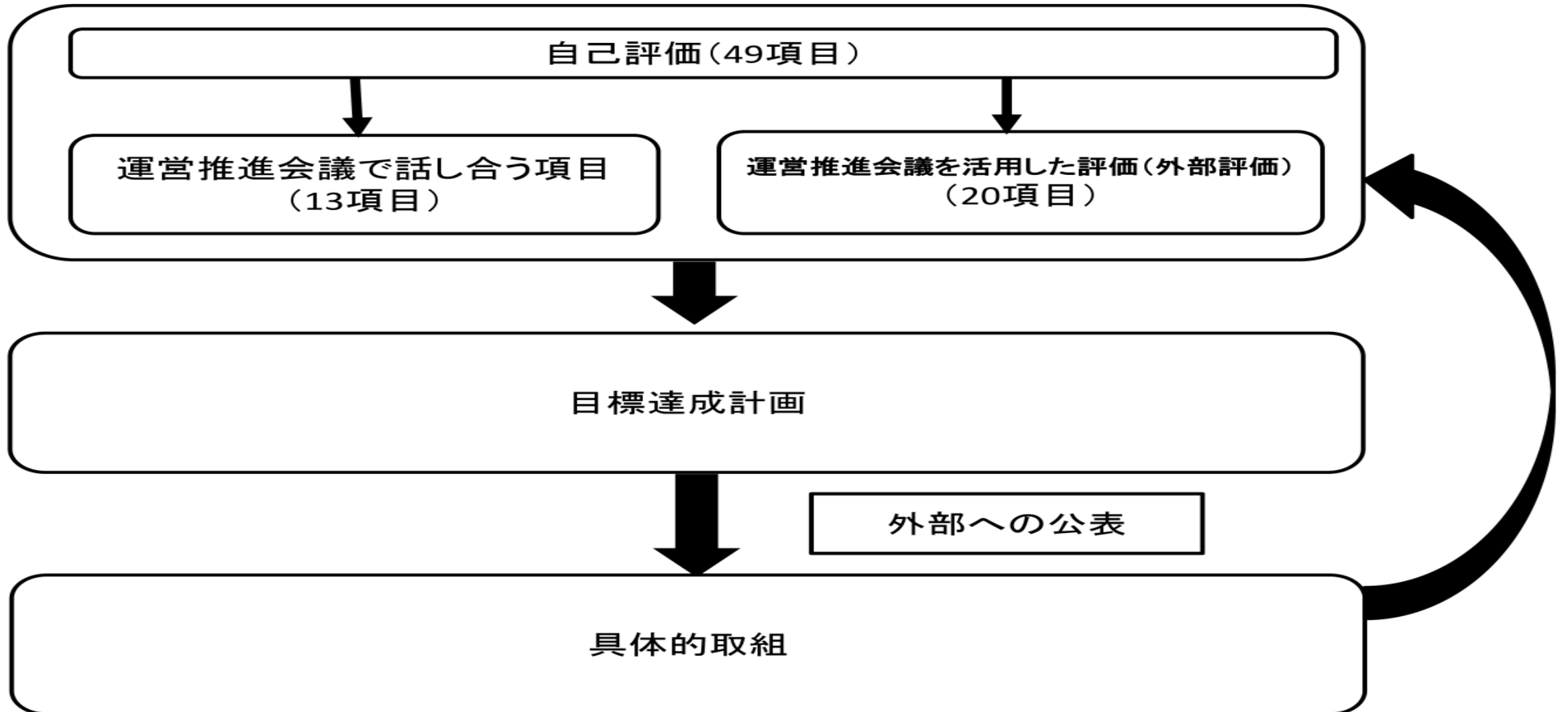
事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	地域密着型通所 介護・認知症対 応型通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症グループ ホーム	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	地域密着型介護 老人福祉 施設	看護小規模多機 能型居宅 介護
運営推進 会議	○ 6月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 6月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 追加開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催	○ 2月に1回以上 開催 1年に1回以上 は自己評価及び 外部評価を実施
外部評価	— ※H27～ 介護・医療連携 推進会議に統合	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合	○ 都道府県が指定 する外部評価機 関によるサービ スの評価を受け、	—	—	— ※H27～ 運営推進会議に 統合

「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」 の構成（項目数）※様式は別紙参照

評価項目	自己評価	運営推進会議 で話し合う項目	運営推進会議 を活用した評価
I. 理念・安心と安全に基づく運営	15	4	5
II. II. その人らしい暮らしを続ける ためのケアマネジメント	10	4	5
III. その人らしい暮らしを続けるため の日々の支援	14	2	6
IV. 本人の 暮らしの状況把握・確認項 目(利用者一人ひとりの確認項目)	10	3	4
項目計	49	13	20

「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」の活用イメージ(PDCA サイクル)



自己評価の具体的な手順

【自己評価】

- ①職員各自が自己評価を実施します。
- ②職員会議等において、職員各自が自己評価結果を持ち寄り、職員全員で 前回の目標達成計画の達成状況について振り返るとともに、事業所としての自己評価を実施します。管理者はそれを集約し、事業所としての自己評価表を作成します。

自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

No.	タイトル	評価項目	自己評価	記述
I. 理念・安心と安全に基づく運営				
1	理念の共有と実践	地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている。	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	運営規程の運営方針には明記されているが、新人オリ以外には共有の機会が少なく、職員に十分浸透していない。

自己評価結果について○をする。

自己評価結果についてのコメントを記入する。取り組んでいるもしくは取り組めていない具体的な取組を記入する。特に取り組めていない場合は改善計画を意識して記入する。

運営推進会議で話し合う具体的な手順

【準備】

- ①事前に、運営推進会議で話し合う項目に該当する「活用ツール」の評価項目の自己評価結果の資料を準備します。必要に応じて、話し合いに必要な資料も準備します。
- ②当日、①の資料を配布します。＊必要に応じて、事前に配布します。
- ③運営推進会議メンバーに自己評価結果について説明するとともに、自己評価で取り組めていない事項については、通常の運営推進会議と同様に意見を出し合い、対応策等について話し合います。特に事業所、地域にとって重要と思われるテーマについては、時間をかけて話し合います。
＊評価ではなく、対応策等について話し合います。
- ④管理者はそれを集約し、運営推進会議で話し合った内容欄に話し合った内容を記入します。

自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

No.	タイトル	評価項目	自己評価	記述	運営推進会議で話し合った内容
I. 理念・安心と安全に基づく運営					
2	事業所と地域とのつきあい	事業所は、利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、認知症の人の理解や支援の方法などを共有し、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	A. 十分にできている B. ほぼできている C. あまりできていない D. ほとんどできていない	事業所として町内会に加入し、地域の行事にも積極的に協力しているが、コロナ禍において、その機会が減少している。	グループホームの紹介DVDを事業所で作成し、町内会役員より地域住民に配布して頂くこととする。

自己評価結果を踏まえて、運営推進会議で話し合った内容について記入する。より具体的な内容については、運営推進会議の記録に記入しておく。

運営推進会議を活用した評価（外部評価）

【運営推進会議を活用した 評価（外部評価）の具体的な手順】

①事前に、運営推進会議を活用した評価（外部評価）に該当する「活用ツール」の評価項目の自己評価結果の資料を準備します。

※必要に応じて、評価に必要な取り組みについて説明できる）資料も準備します。

運営推進会議メンバーが取り組みについて理解できる資料を準備していくことが大切です。

②当日、①の資料を配布します。※必要に応じて、事前に配布します。

③運営推進会議メンバーに自己評価結果について説明するとともに、自己評価の取組状況について、委員一人ひとりよりご意見をいただきます。

④管理者はそれを集約し、外部評価の該当する項目に○印をつけるとともに、記述欄にコメントを記入し、運営推進会議メンバーにその内容について承認を得ます。当日、記入欄にコメントを記入する時間がない場合は、おおよその内容について了解を得て、記述内容の承認については、後日、得ることでよいこととします。

自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

No.	タイトル	評価項目	自己評価	記述
I. 理念・安心と安全に基づく運営				
5	身体拘束をしないケアの実践	代表者および全ての職員が「介護保険法指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施設を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	<input checked="" type="radio"/> A. 十分にできている <input type="radio"/> B. ほぼできている <input type="radio"/> C. あまりできていない <input type="radio"/> D. ほとんどできていない	身体拘束適正化の研修にて毎回「身体拘束ゼロの手引き」について確認するとともに、不適切な介護や身体拘束廃止のための取組を検討している。

目標達成計画

○自己評価の評価結果、運営推進会議で話し合った結果、運営推進会議を活用した評価（外部評価の評価結果を踏まえ、職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。

○目標が一つもなかったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画（目標達成計画）を検討します。

○目標達成計画は、評価結果とともに市町村や運営推進会議でもその内容について共有するとよいでしょう。

○目標達成計画の検討に当たっては、（参考様式）を活用すると効率的です。

結果の公表

○活用ツールの評価結果は、「利用者及び家族へ提供するとともに、「介護サービス情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。」と示されています。（「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

年間計画について

○ 自己評価、運営推進会議での話し合い、運営推進会議での評価(外部評価)は、年間計画を立てて、計画的に実施するようにしましょう。

○ 年間計画の例

- ・ 4 月 自己評価(職員各自)
- ・ 5 月 職員会議(自己評価)
- ・ 6 月 運営推進会議(運営推進会議での話し合い)
- ・ 8 月 運営推進会議(運営推進会議での評価(外部評価))
- ・ 9 月 職員会議(目標達成計画の作成)

→活用ツールの 評価結果の 外部への公表、行政への提出

上記は 1 例であって、運営推進会議での話し合いと運営推進会議での評価(外部評価)を同日に実施しても差し支えない。